

平成29年第6回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年6月9日（金）午前 9時30分

・閉会日時 平成29年6月9日（金）午前 10時32分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 20名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	4番 田口 宗一
6番 徳永 修一	7番 下山 國男	8番 一谷 代継
10番 才守 久	11番 平井 正宏	12番 阪口 修一
13番 立水 庄一	14番 小崎 良一	15番 草野 義雄
16番 蓑田 正志	17番 塚本 壽	19番 坂口恵美子
21番 田口 昭広	22番 牧 正徳	23番 岡本 辰男
24番 井川 輝征	25番 片山 幸弘	

・欠席委員 5名

3番 竹本 幸哉	5番 白畑 義美	9番 宮原千代子
18番 松原 茂喜	20番 村上 久廣	

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

報告第15号 平成28年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動点検・
評価の報告について

報告第16号 農地中間管理機構事業に係る農用地利用配分計画の認可について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第18号 農地形状変更届出書について

報告第19号 芦北町農地利用最適化推進委員候補者の評価結果報告について

議案第17号 芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

議案第20号 農用地利用集積計画の審議について

議案第21号 平成29年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画
について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成 29 年第 6 回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第 5 条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は 2 番：「浦川敬次」委員、4 番：「田口宗一」委員にお願いします。 なお、3 番「竹本」委員、20 番「村上」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 報告第 15 号「平成 28 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の報告について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	※別紙資料で説明
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 15 号につきまして、ご質疑ありませんか。 19 番、坂口委員。
坂口委員	4 ページの 2 番の平成 28 年度の目標及び実績の所ですが、目標 40 h a で実績 71 h a で達成状況 177.50%と説明されましたが、なぜこれだけ差が出たのでしょうか。
川田次長	調査時期もあったのでしょうけど、調査で実際耕作している所も A 分類でとっていたというのが主な原因かなと思います。実際耕作していたり、これから耕作するという所も今回反映させました。
坂口委員	この調査にあたる時にそのところをきちんとしておかないと、自分たちがまた当たらないといけないので。これだけ差が出れば。
川田次長	見る時期にもよりますので。
坂口委員	分かりました。
片山会長	よろしいでしょうか。
坂口委員	はい。
片山会長	他に報告第 15 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－

	質疑なしということですので、報告第 15 号については、これで終わります。 次に報告第 16 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 16 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。これは月の総会で農地中間管理機構に貸した分の案件になります。 1 番から 13 番まで申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、8 番が玉ねぎで、13 番が水稻と裏作で玉ねぎです。そのほかは水稻になります。設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 13 番の賃借料が反当り 3 万円となっていますが、フォアスということで、水はけがいい整備をしている農地ですので、水稻、裏作で玉ねぎを作付けするということです。お金をかけた農地であるということで、3 万円と設定してあるということでございます。 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 16 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 16 号については、これで終わります。 次に報告第 17 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 17 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」。農地法第 18 条第 6 項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。事由は「合意による解約」となっています。合意解約日は備考欄のとおりです。 2 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。事由は「合意による解約」となっています。合意解約日は備考欄のとおりです。 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 17 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 17 号については、これで終わります。 次に報告第 18 号「農地形状変更届出書について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 18 号「農地形状変更届出書について」。農地形状変更届が下記のとおり

	提出されたので報告するものです。土地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。造成理由ですが、隣接地を宅地造成したために、田として耕作困難なため埋立して、果樹園として利用したいということです。盛り土の高さは１メートルほど盛土するというございます。 資料は、１ページになります。まだハウスか露地かわかりませんが、デコポンを作付けしたいという意向でございました。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明を「２１番の田口昭広委員」をお願いします。
田口昭広委員	場所はスカイドームと佐敷駅の間になります。事務局からの説明どおりですけど、隣接地も申請人の土地ですので、大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。
片山会長	報告第１８号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１８号については、これで終わります。 次に報告第１９号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者の評価結果報告について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	※別紙資料で説明
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１９号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１９号については、これで終わります。 次に議案第１７号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題とします。 農業委員会会議規則第１５条及び公正・公平な審議を行うため、推進委員候補者及び推薦者である「牧正徳委員、下山委員、岡本委員、田口宗一委員、宮島委員、坂口恵美子委員、小崎良一委員」においては退席を求めます。 －「関係委員退席」－ それでは、事務局より説明をお願いします。
川田次長	※別紙資料で説明
片山会長	事務局から説明が終わりました。 議案第１７号につきまして、ご質疑ありませんか。 ６番、徳永委員。
徳永委員	この委員会で議決しなければいけないのですか。

川田次長	今回は定数１５名に対して１５名の応募がありました。例えば応募が２０名あった場合は評価委員会で１５名に絞らなければいけません。その絞った１５名をここで決定していただくという流れになっております。
徳永委員	それは議決の必要があるのですか。そのままストレートに評価したものを議会にあげるとか。
川田次長	候補者の議決は必要なのかなと思います。候補者を決定して、新たな農業委員会で委嘱する形になります。
片山会長	総会場で最終的に決定していただいて、議会にあげるという形になります。よろしいでしょうか。
徳永委員	はい。
片山会長	他に議案第１７号につきまして、ご質疑ありませんか。 ８番、一谷委員。
一谷委員	この中に下山委員はいないのですが、出て行かれたのはどうしてでしょうか。
川田次長	３番の委員の推薦人になっていきますので関係がありますので、退席していただきました。
片山会長	推薦人の方も退席いただくことになります。 よろしいでしょうか。
一谷委員	分かりました。
	他に議案第１７号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます議案第１７号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について」ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、議案第１７号については、原案のとおり決定しました。 次に議案第１８号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第１８号「農地法第３条の規定による許可申請書審議」について、農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢の為耕作困難なため売り渡す」譲受人事由は、「自宅から近いので買い受け経営規模拡大を図る」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、３ページをおねがいします。譲受人がデコポン

	のハウス、露地栽培を行っている場所でございます、そのすぐ近くの場所を買い受けて、経営規模拡大を図るということでございます。 2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「他県に移住して管理耕作できないため売り渡す」譲受人事由は、「経営規模拡大を図るため買い受ける」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、4ページから6ページになります。5ページをおねがいします。場所は3箇所です。印刷会社前の県道の側になります。以上です。 3番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「労力不足のため売り渡す」譲受人事由は、「経営規模拡大を図るため買い受ける」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、7ページから8ページになります。8ページをおねがいします。集落から山へ登っていくところで、耕作放棄地を重機で切り開いていく予定ですが、まだどういう風に活用するかは今後決めるということでございます。 4番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢の為耕作困難なため売り渡す」譲受人事由は、「自宅から近いので買い受け経営規模拡大を図る」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、9ページから10ページになります。10ページをおねがいします。自宅からすぐ近くでデコポンを作付けして耕作するというところでございます。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部1番の案件を「14番の小崎委員」にお願いします。
小崎委員	6日に局長と次長と見てまいりました。譲受人はデコポンハウスをしております、認定農業者にもなっているので何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。
片山会長	2番の案件を「23番の岡本委員」にお願いします。
岡本委員	6日に現地確認を行いました。内容は農地の売買です。譲渡人は県外に居住しており、譲受人は地元の方で農地を買って規模拡大を図られるとの事ですので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。
片山会長	3番と4番の案件を竹本委員と下山委員が欠席ですので「告畑」事務局長にお願いします。
告畑局長	3番、4番の案件につきまして続けて説明させていただきます。6日に現地を確認してまいりました。3番の案件につきましては、先程次長が説明したとおり

	でございまして、譲受人は重機を所有しており、使いやすいように整備されると思います。4番の案件につきましては、譲受人の自宅の真裏で、現在もきれいに管理してあります。何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第18号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請書審議」について、農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1番。申請地及び申請人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「植林」です。議案資料は、11ページから13ページになります。ごらんのとおりですが、申請地は山林と非農地で原野のような状態になっておりまして、農地の広がりも2500㎡であり、周囲の状況から、「中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地」で「第2種農地（その他の農地）」に該当します。議案第19号「1番」につきましては、「農地法第4条第6項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。

	1 番の案件を「1 4 番の小崎委員」にお願いします。
小崎委員	事務局の説明のとおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしく お願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第19号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第20号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第20号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり 提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃貸借権設定の部、1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおり です。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、 備考欄のとおりです。 2 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果 樹、野菜で、設定期間は、再設定10年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のと おりです。 3 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果 樹で、設定期間は、再設定10年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりで す。 4 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水 稻で、設定期間は、再設定1年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 5 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水 稻で、設定期間は、再設定3年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 賃貸借権設定転貸の部1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のと おりです。設定期間は、新規設定10年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のと おりです。 使用貸借権設定の部（転貸）、1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記 載のとおりです。定期間は、新規設定10年間。賃借料は、備考欄のとおりです。

	2 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 20 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 賃借権設定の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 賃借権設定の部（転貸）1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 21 号「平成 29 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	※別紙資料で説明
片山会長	事務局からの説明が終わりました。

	議案第 21 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 議案第 21 号「平成 29 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして」ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、議案第 21 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 来月の総会について (2) 全国農業新聞について
--	--